

## 「お試し」のつもりが定期購入に！ ～契約内容をきちんと確認しましょう～

業者のホームページやSNSの広告などを見て、通常価格より安い価格で健康食品や化粧品などを購入したところ、実は定期購入の申し込みをしたことになってしまったという相談が増えています。



### 相談事例 1

スマートフォンで、初回無料で送料300円のみというサプリメントの広告を見つけ、すぐに申し込んだ。1回限りのお試しのつもりでいたが、後日4か月分の商品がまとめて届き、代金は約4万円となっていた。2回目に届いた商品を解約しようと業者に電話をしたが、2回目までの購入が条件の定期購入になっているのでキャンセルには応じられないと言われた。

### 相談事例 2

ネット通販の広告に、通常は約6000円のダイエットサプリが「初回完全無料」で「回数縛りなし」と書かれていたので、安心して申し込んだ。商品が届き、初回のみで解約する場合は通常購入になり高額になるとわかったので、やむを得ず、2回目の商品を受取った後に解約することにした。3回目の商品が発送される前に解約の連絡をしようと、業者に電話をしているが繋がらない。

### 消費者へのアドバイス

- 通信販売には、一定期間内であれば無条件で契約解除できるクーリング・オフ制度がありません。
- 商品を注文する前に、広告や申し込みの最終確認画面等で、定期購入が条件となっていないか、支払うこととなる総額はいくらになるか、中途解約や返品はできるのか等の契約内容をしっかり確認しましょう。

(板橋区消費生活相談員)

### 広告



#### こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

### 板橋区消費者センター

tel : **03-3962-3511** (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

### 消費者ホットライン

い や や!  
tel : (局番なし) **188**

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)  
土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。  
一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

### 板橋区消費者センター

tel : **03-3579-2266**

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

